林業・木材産業改善資金の提出物一覧

●：必ず提出　○：該当者のみ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手順 | ☑ | 提出物 | 直接の提出先 | 経由・到達機関 | 提出期限 |
| （１）貸付申請 |  | ●貸付資格認定申請書（要領第２号様式） | 森林組合（経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 各受付期間の末日まで※林業振興課で受理した日（受付期間）1. ４月１日～５月31日
2. ６月１日～８月31日
3. ９月１日～11月30日
4. 12月１日～２月15日
 |
|  | ●貸付申請書（要領第３号様式） |
| ― | （個人の場合） |
|  | ●概要調書（要領第30号様式） |
|  | ●国・地方税の滞納がないことの証明 |
|  | ●所在調査同意書（要領第41号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第43号様式） |
| ― | （法人の場合） |
|  | ○登記簿謄本（自治体・森林組合・財産区除く） |
|  | ●理事会議事録 |
|  | ●前年度決算書 |
|  | ●前月の試算表 |
|  | ●所在調査同意書（要領第41号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第43号様式） |
| ― | （連帯保証人） |
|  | ●概要調書（要領第30号様式） |
|  | ●国・地方税の滞納がないことの証明 |
|  | ●所在調査同意書（要領第4２号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第44号様式） |
| （２）貸付決定 | ― | （府から借受者に通知） |  |  |  |
| （３）借用証書提出 |  | ●借用証書（要領第15号様式） | 森林組合連合会 | →京都府林業振興課 | 貸付決定通知に記載された期日 |
|  | ○連帯保証契約に係る公正証書の写し |
|  | ○連帯保証契約に係る情報提供について（要領第15号の２様式）（保証人が法人の場合を除く） |
| （４）資金交付 | ― | ― |  |  |  |
| （５）実施報告 |  | ●事業実施報告書（要領第1６号様式） | 森林組合（経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事業終了後30日以内 |

【その他、必要に応じて提出するもの】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出物 | 直接の提出先 | 経由・到達機関 | 提出期限 |
| 資金交付より前に事業に着手するとき | 事業事前着手申請書（要領様式第31号） | 森林組合（経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事業着手１箇月前 |
| 借入者または連帯保証人が死亡したとき、住所・勤務先を変更したとき連帯保証人が破産・廃業等で保証能力を失ったとき | 重要事項報告書（要領様式第33号） | 森林組合（経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事由が生じてから30日以内 |
| 償還期間・据置期間の変更を希望するとき | 償還方法変更申請書（要領様式第23号） | 京都府林業振興課 | ― | 随時 |
| 資金の余剰が生じて繰上償還するときその他の理由により繰上償還するとき | 繰上償還通知書（要領様式第2８号） | 京都府林業振興課 | ― | 随時 |
| 災害、借受者又はその親族の死亡・病気・負傷により償還猶予を希望するとき | 支払猶予申請書（要領様式第18号）被災・死傷の証明書 | 森林組合（経由しない場合、所管公所） | →公所→林業振興課 | 直近の償還期日の30日前 |